


各種手続き・お問い合わせは県水お客様センターへ

## 県水お客様センター

電話番号  0570-001245

受付時間

平日 8:45～18:00  
土曜日 8:45～17:00

ナビダイヤルをご利用になれないとき … 043-310-0321  
FAX専用電話番号 … 043-272-3333  
(電話番号のおかけ間違いのないようお願いいたします。)

日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みさせていただきます。

お電話の際、お問い合わせ内容を録音させていただきます。録音内容につきましては、お客様の声をより正確に把握し、電話サービス向上を図るために利用させていただきます。



毎日の暮らしに欠かせない水です。次のようなときは、「県水お客様センター」へご連絡ください。

※転入の場合は転入時に、転出の場合は3～4日前までに電話等でお届けください。

※下水道は料金徴収一元化対象市(千葉市、成田市、市原市及び鎌ヶ谷市)を除き、お住まいの市へ別途お届けが必要となります。

### ①新たに水道を使用するとき[給水申し込み]

- 引越してきたとき
- 家を新築したとき

「水道及び下水道使用申込書」に必要事項を記入し、送付していただいても結構です。

※お届けいただかないと使用開始日やお名前の確認がとれないので、後日、料金のトラブルのもとになります。

### 口座振替の継続利用について

県営水道給水区域内(11市)での転居に限り、転居前の口座を引き続きご使用になれます。給水申し込みの際にお申し出ください。

インターネットによる  
使用開始・中止等の受付も行っております。  
詳細は千葉県企業局のホームページをご覧ください。

料金徴収一元化対象市(千葉市、成田市、市原市及び鎌ヶ谷市)以外にお住まいのお客様につきましては、下水道事業はお住まいの市(市役所)が行っていますので、別途お届けが必要です。

### ②水道の使用をやめるとき[給水の中止]

#### ■引越していくとき

ご連絡の際は、住所・使用者名・引越しの日時・転居先のほか、お客様番号(「使用水量のお知らせ」又は領収証に表示してあります)を併せてお知らせください。※お届けがないと、次に入居されるお客様との料金区別ができませんので、必ず県水お客様センターへお届けください。(引越し予定日の1か月前から受付しております。)

#### ■改築や長期間留守にするなど、一時水道を止めたいとき

給水契約中は水道を使用しなくても基本料金がかかります。ご連絡いただければ、給水契約解除の手続きを行います。なお、再びご使用になる時は、使用開始日をご連絡ください。

### 水道使用者標識



※企業局では、お客様からのお問い合わせやお届けなどに、すぐ対応できるように番号をつけています。この標識はご家庭の玄関口などに貼ってあります。

### ③その他の変更があったとき

- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 水道料金納入通知書の郵送先を変更したいとき

### ④道路で水がもれているとき

水もれをしている場所の住所又は目印となる建物などをご連絡ください。

県水お客様センターでは、上記の他に、

### ⑤料金、使用水量(漏水等)や水質に関するお問い合わせ

### ⑥水道に関する相談やその他のお問い合わせなどを受け付けています。

※お問い合わせのときは、使用水量のお知らせや領収証に記載されている「お客様番号」をお知らせください。

夜間・休日のご連絡は「水道センター」で受付します。なお、お客様の区域を受け持っている水道センターは、13ページをご確認ください。